

東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から4年が経過し、被災した地域が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。そうした中、平成28年度以降の復興財源について、被災自治体に一部負担を求めることは、未だ復興の途上にある中で、各地でようやく本格化し始めた復興への歩みを減速させかねないものである。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、除染の推進、賠償や避難者への生活支援、廃炉・汚染水対策など原発事故の早期収束へ向けて取り組んでいるが、多くの課題は抜本的な解決には至っていない。

本来、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであることから、国は、原発事故の早期収束へ向け、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組まなければならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、また、原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 平成28年度以降の復興予算の枠組の策定にあたっては、被災自治体の復興に支障が生じることのないよう、被災自治体に負担を求めることなく、万全な財政措置を講じること。
- (2) 東日本大震災復興交付金の採択基準を緩和するなど、必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとする。
- (3) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (4) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (5) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を

免除する規定を整備すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (2) 震災により避難先からの遠距離通学を余儀なくされている被災児童生徒等の通学手段を確保するため、被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続的に措置すること。
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政措置を講じ、平成24年10月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (4) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期間及び運用期間を延長するとともに、対象業種を拡大すること。
- (3) 緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）及び事業復興型雇用創出助成金の継続と予算の拡充を図るとともに、雇用期間を延長する等の事業要件の緩和を図ること。
また、被災者雇用開発助成金や震災関連人材育成支援奨励金について、要件緩和や支給額の増額、支援期間の延長等の支援内容の充実を図ること。
- (4) 地域で働く意識醸成やU J Iターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の拡充・構築を図ること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率嵩上げ措置の期間について、全国画一的に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて嵩上げ期間を延長すること。
- (2) 湾口防波堤等の復旧予算を確保し、地方負担への財政支援を講じ、早期復旧、

整備促進を図るとともに、海岸堤防について早期復旧を図ること。

(3) 復興道路及び復興支援道路については、集中復興期間以降も通常の公共事業とは別枠で、完成まで継続的に財源を確保するとともに早期完成を図ること。

(4) 地域公共交通確保維持改善事業について、国庫補助要件の拡充を図るとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。

また、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を拡充するとともに、鉄道復旧に関わるまちづくり事業について、財政支援を拡充すること。

(5) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

5. 福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 福島再生加速化交付金の対象事業及び対象地域の拡大、原発事故に伴う固定資産税や都市計画税など税収の減収分に対する財政措置など原発事故に対する財政措置を充実すること。

(2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

(3) 福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

(4) 原発事故に伴う損害賠償については、放射性物質影響対策に自治体が要した費用の賠償請求に対し、迅速に支払いに応じるよう東京電力に対し強く指導すること。

(5) 商工業等に係る営業損害賠償については、被害者が今なお原発事故により受けた困難に直面していることを踏まえ、原子力損害賠償審査会が示した「中間指針第二次追補」に明示されているとおり、事業者等が従来と同様の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続するよう東京電力に対し強く指導すること。

(6) 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めると

ともに、内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。

(7) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる風評については、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

(8) 海外諸国における日本産食品の輸入規制強化や産地証明義務付けについては、被災地において放射性物質基準を超える農林水産物・食品が市場に流通することがないように万全の対策が講じられていることを踏まえ、科学的根拠のない規制措置を即時撤回するよう、国の責任において働きかけること。

以上決議する。

平成 27 年 6 月 10 日

全 国 市 長 会